

●物流効率化等生産性向上支援補助金Q A

1 対象者	
Q1 市外に本社がありますが、申請できますか。	A 要件を満たせば申請できます。運送事業者及び荷主は静岡市内に営業所を有していること、倉庫業者は静岡市内に倉庫を有していることが必要です。
Q2 市内営業所を新たに設置予定ですが申請できますか。	A 申請日時点で要件を満たしている必要があります。不明な場合は事前にご相談ください。
Q3 複数回に分けて申請できますか。	A できません。1 事業者につき 1 回限りです。
Q4 運送事業者・荷主・倉庫業者の複数区分に該当する場合、それぞれ申請できますか。	A できません。いずれか一つの区分で申請してください。
2 申請手続	
Q5 申請方法を教えてください。	A 郵送、持参、電子申請に対応しています。
Q6 契約や購入を先にしてしまいましたが申請できますか。	A 交付決定前に契約・発注・購入したものは対象外です。
Q7 補助金の交付決定後に、事業計画に変更が生じた場合、何か手続きが必要になりますか。	A 交付決定後、交付申請時には予期していなかった事情等により事業計画を変更する場合は、変更後の事業を実施する前に、産業政策課企画係（電話：354-2185）までお問い合わせください。
Q8 補助金の交付決定後に事業の実施を中止し、違う事業を申請しなおすことはできますか。	A 申請は 1 事業者につき 1 回限りとなりますので、交付決定を受けた事業を中止した場合、別の事業で申請しなおすことはできません。
3 補助対象経費	
Q9 補助対象外となる主な経費を教えてください。	A 主な補助対象外経費は次のとおりです。 ・消費税 ・車両本体購入費(トラック、トレーラーなどは対象外、フォークリフトなどのそれ自体が物流効率化に資する場合は対象となります。) ・リース料・レンタル料 ・人件費 ・修理・修繕費 ・既に導入しているシステムの月額使用料、ランニングコスト等 ・市外営業所等へ導入する経費 ・既に導入している資機材・設備の買い替え。ただし、生産性向上のため資機材等の高度化を図る場合は対象となる可能性がありますので、事業計画書に導入効果を記載したうえでご相談ください。 ・国、地方公共団体、公益社団法人全日本トラック協会又は一般社団法人静岡県トラック協会等から補助金等の交付を受けるときは、その交付を受ける金額 ・その他、市長が適当でないと認める経費
Q10 システムの月額利用料や保守料などのランニングコストは補助対象になりますか。	A 補助対象となるシステムに係る月額利用料や保守料については、補助事業期間中に要した費用のみ補助対象となります。年額契約の場合は、補助事業期間に相当する額を月割・日割で算出してください。
Q11 どのようなランニングコストが補助対象外になりますか。	A インターネット回線使用料、通信料、SIM通信料などの汎用的な通信費は、補助事業以外にも広く利用される経費であり、補助事業に要する経費を明確に区分できないため、補助対象外です。
Q12 中古品は対象になりますか。	A 生産性向上への効果が認められる場合は補助対象となります。
Q13 どのような研修が補助対象となりますか。	A 原則として国・地方公共団体・公益法人・一般社団法人・独立行政法人等が実施する研修が対象です。不明な場合は事前にご相談ください。
4 設備・機器	
Q14 パワーゲート付きトラックは対象になりますか。	A トラック本体は対象外ですが、パワーゲートなど物流効率化に資するオプション部分が明確に区分されている場合は対象となります。
Q15 パワーゲートなど物流効率化に資する車両設備を後付けする場合は補助対象になりますか。	A 補助対象となります。
Q16 パソコン・タブレットは対象になりますか。	A パソコン・タブレット単体は汎用性が高いため対象外です。ただし、新たに導入するシステム専用機で使用する場合は対象となります。
Q17 機器の通信に使用するルーターは補助対象になりますか。	A 対象外です。ルーターは補助事業以外にも幅広く利用できる汎用性の高い機器であるため、補助対象となりません。

5 導入場所	
Q18 市外営業所へ設備を設置できますか。	A できません。補助対象となる設備は市内の本社・営業所・倉庫への導入に限ります。
Q19 すべての営業所に同じシステムを導入する際など、納入場所に市外の営業所が含まれる場合、補助対象となりますか。	補助対象となるのは市内の事業所分のみです。システムを複数の営業所へ導入する場合は、市内のドライバー数やトラック台数などの合理的な基準で按分して、補助対象経費を算出してください。 〈計算例：トラック台数で按分する場合〉 システム導入費用（総額）：1,000,000円 トラック台数： ・静岡市内営業所：6台 ・市外営業所：9台 → 合計15台中、市内割合は6台 ÷ 15台 = 40% 按分後の補助対象経費： 1,000,000円 × 40% = 400,000円 このように、市内営業所に対応する割合で按分した金額が補助対象となります。
6 他制度との関係	
Q20 国や県など他の補助金と併用できますか。	A 併用は可能ですが、他団体から交付を受ける補助金・助成金に相当する金額は補助対象外経費となります。 また、国等の補助金・助成金の中には、併用を認めていない補助金がありますので、他の補助金・助成金の交付規程等において併用が禁止されていないか必ず確認してください。
7 実績報告	
Q21 実績報告はいつまでですか。	A 令和9年1月14日17時までです。事業実施・納品・支払いを全て完了し、必要書類を添えて提出してください。
Q22 補助対象経費と補助対象外経費が同一の領収書に記載されており、補助対象経費の内訳が確認できない場合はどうすればよいですか。	A 領収書に加え、納品書等内訳がわかる書類を併せて提出し、補助対象部分の金額が確認できる書類を提出してください。
Q23 補助対象外の経費も含まれる見積書において、合計金額に対して値引きがされている場合、どのように申請すればよいですか。	A はじめに、見積書に記載されている合計金額と値引き額を用いて値引き率を計算してください。その後、その値引き率を補助対象経費に適用して計算した金額を補助対象金額としてください（1円未満切り捨て）。 【計算例】 1. 見積書の合計金額が100,000円、値引き額が10,000円の場合： - 値引き率 = 値引き額 ÷ 合計金額 = 10,000円 ÷ 100,000円 = 0.1（10%） 2. 補助対象経費が50,000円の場合： - 補助対象経費に値引き率を適用した金額 = 50,000円 × 0.9（90%） = 45,000円 - したがって、補助対象金額は45,000円となります。
8 申請書記載方法	
Q24 申請後から交付決定までにどのくらいの期間を要しますか。	A 2週間ほどです。書類に不備がある場合は、さらに時間を要することがあります。
Q25【様式2】荷待ち時間と荷役等時間、積載効率全てを記載しなければなりませんか。	A ①積載効率向上に資するシステム・資機材・設備の導入に該当する場合は積載効率を記載してください。 ②貨物自動車運送事業者の荷待ち・荷役等時間の削減・把握に資するシステム・資機材・設備の導入に該当する場合は、荷待ち時間または荷役等時間を記載してください。 ※①又は②のいずれかに該当する場合でも、その他の項目について改善が見込まれる場合は、可能な限り併せて記載してください。
Q26【様式2】荷主記入欄は1社だけでもいいですか。	A 1社のみの記載でも構いません。自らの事業に関して継続して市内運送事業者に貨物の運送を行わせることを内容とする契約を締結していることが確認できる書類（契約書等）を添付してください。
Q27【様式3】測定（決算等）の時期はどのように記載すればよいですか。	A 現状値及び目標値の測定時期は、決算期など実績を把握できる時期を記載してください。目標値については見込みの数値を記載してください。なお、目標値の測定時期は、補助事業完了予定日以降の決算期等としてください。補助事業完了前の決算期では導入効果を検証できないためです。 例 申請日：令和8年8月 補助事業完了予定日：令和8年11月 決算期：毎年9月 → 現状値は「令和7年9月期」、目標値は「令和8年9月期」ではなく、「令和9年9月期」を測定時期として記載してください。

Q28【様式3】労働生産性の記入について。現状値がマイナスになった時の向上率の書き方はどうすればよいですか。	A 現状値がマイナスの場合、〔目標値－（現状値）〕÷〔－（現状値）〕で算出してください。 例：現状値-30、目標値+50 向上率266% 計算方法：〔50－（-30）〕÷－（-30）≒2.66 →266%
--	--